

1 0 年 保 存
-----------

機 密 性 2
---------

平成 27 年 3 月 6 日から
-------------------

平成 37 年 3 月 5 日まで
-------------------

基監発 0306 第 1 号

平成 27 年 3 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

「障害者である労働者の労働条件の確保・改善等に係る  
留意事項について」の一部改正について

障害者である労働者の労働条件確保・改善等については、平成 24 年 10 月 5 日付け基発 1005 第 5 号「障害者である労働者の労働条件の確保・改善等について」により指示されているところであるが、今般、同年 9 月 24 日付け地発 0924 第 3 号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に係る対応要領について」が改正されたことに伴い、同年 11 月 30 日付け基監発 1130 第 1 号「障害者である労働者の労働条件の確保・改善等に係る留意事項について」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

平成 24 年 11 月 30 日付け基監発 1130 第 1 号「障害者である労働者の労働条件の確保・改善等に係る留意事項について」  
新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 関係機関、局内関係部署への情報の提供（局長通達記の 1 (3)関係） （略） さらに、労働基準監督署（以下「署」という。）<u>において</u>も、速やかな対応が必要であり、<u>直接関係機関等に情報提供した事案については、局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）へも情報提供すること。</u></p> <p>2 申告・相談事案への対応について（局長通達記の 3 関係） 障害者である労働者に係る申告・相談、投書等により、<u>使用者による虐待又はこれが疑われる旨を把握した場合には、平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 3 号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行にかかる対応要領について」の別添「使用者による障害者虐待の防止等に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）の第 2 の 2 の (8) の ①により労働相談票の作成等について、適切に対応すること。</u></p>	<p>1 関係機関、局内関係部署への情報の提供（局長通達記の 1 (3)関係） （略） さらに、労働基準監督署（以下「署」という。）<u>が</u>、速やかな対応が必要であることから<u>直接関係機関等に情報提供した事案については、局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）へも情報提供すること。</u></p> <p>2 申告・相談事案への対応について（局長通達記の 3 関係） 障害者である労働者に係る申告・相談、投書等について<u>は、障害者であることを理由とする賃金不払等、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある場合は、平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 3 号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行にかかる対応要領について」の別添「使用者による障害者虐待の防止等に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）の第 2 の 2 の (8) に基づいて適切に対応すること。</u></p>

3 監督指導時等における情報収集（局長通達記の1(3)及び4関係）

(1) 監督指導時における情報収集

監督指導時においては、障害者である労働者が使用されているか否かを必ず確認し、使用されていることを把握した場合には、労働基準関係法令違反の有無に限らず、障害者虐待が行われていないか情報収集に努めるなど、的確に対応すること。なお、障害者虐待が行われているか否かについては、局長通達の記の4のほか対応要領の第1の2の(3)のアも参考としつつ、確認に努めること。

また、障害者である労働者が使用されている事業場に対しては、パンフレット「使用者による障害者虐待をなくそう」等を活用して、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の内容について説明を行うこと。

(2) (略)

4 監督指導時の具体的措置、対応等（局長通達記の4関係）

3 監督指導時等における情報収集（局長通達記の1(3)及び4関係）

(1) 各種監督指導時における情報収集

各種監督指導時においては、障害者である労働者が使用されているか否かを必ず確認し、使用されていることを把握した場合には、労働基準関係法令違反の有無に限らず、障害者虐待が行われていないか可能な範囲で幅広く情報収集に努めるなど、的確に対応すること。障害者虐待が行われているかどうかについては、局長通達の記の4や対応要領の第1の2の(3)のアに記載された例も参考としながら、確認に努めること。

なお、障害者である労働者が使用されている事業場に対しては、障害者虐待の有無に関わらず、パンフレット「使用者による障害者虐待をなくそう」等を活用して、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の内容について説明を行うこと。

(2) (略)

4 監督指導時の具体的措置、対応等（局長通達記の4関係）

(1) 使用者による障害者虐待に該当する労働基準関係法令違反の場合

使用者による障害者虐待に該当する労働基準関係法令違反は、身体的虐待に該当するものとして強制労働、経済的虐待に該当するものとして中間搾取（使用者が行うものに限る。）、賃金不払、解雇予告手当不払及び最低賃金違反等が考えられる。監督指導時に、これらの違反を確認した場合には、局長通達記の4に基づき対応すること。

また、監督指導実施後には、対応要領に基づき、当該事案について、局監督課を経由して局総務部企画室（以下「局企画室」という。）に確実に報告すること。

おって、強制労働に該当するなどの事案については、被害労働者を早期に保護することが何よりも求められることから、関係機関と連携を図り迅速に対応すること。

(2)・(3) (略)

5 最低賃金の減額の特例許可に係る実地調査における対応（局長通達記の5関係）

最低賃金の減額特例許可申請に基づく実地調査においては、平成20年7月1日付け基勤発第0701002号の別添「最

(1) 使用者による障害者虐待に該当する労働基準関係法令違反の場合

使用者による障害者虐待に該当する労働基準関係法令違反は、身体的虐待に該当するものとして強制労働、経済的虐待に該当するものとして中間搾取（使用者が行うものに限る。）並びに障害者であることを理由とする賃金不払、解雇予告手当不払及び最低賃金違反等が考えられる。監督指導時に、これらの違反を確認した場合には、局長通達記の4に基づいた対応を行うこと。

なお、監督指導実施後には、対応要領に基づき、当該事案について、局監督課を経由して局総務部企画室（以下「局企画室」という。）に確実に報告すること。

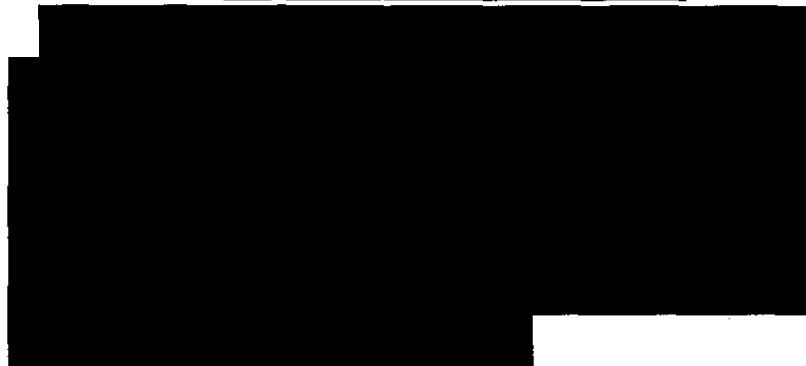
おって、強制労働に該当するなどの事案については、被害労働者を早期に保護することが何よりも求められることを踏まえ、関係機関と連携して迅速に対応すること。

(2)・(3) (略)

5 最低賃金の減額の特例許可に係る実地調査における対応（局長通達記の5関係）

最低賃金の減額の特例許可に係る実地調査においては、許可を受けようとする障害者である労働者及び比較対象労

低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアル」に基づき、申請対象者と比較対象労働者の従事させる作業の実績による数量的な比較を行い、労働能率を算定すること。



6 経過の記録

(略)

署管理者においては、監督復命書の決裁時等に適切な対応がなされているか確認し、必要に応じ指導等を行うこと。

7 局内関係部署との連携（局長通達記の6関係）

使用者による障害者虐待が疑われる事業場で職業安定行政や雇用均等行政が主担当とされた事案についても、労働基準関係法令に何らかの違反がある可能性があると考えら

働者の労働能率について、平成20年7月1日付け基勤勤発第0701002号の別添「最低賃金法第7条の減額の特例許可事務マニュアル」に基づき、従事させる作業の実績による数量的な把握を確実に行うこと。



6 経過の記録

(略)

署管理者においては、監督復命書の決裁時等に適切な対応がなされているか確認すること。

7 局内関係部署との連携（局長通達記の6関係）

局内関係部署との連携に当たっては、使用者による障害者虐待が疑われる事業場であれば労働基準関係法令に何らかの違反がある可能性が高いことをも踏まえ、職業安定行

れる場合には、合同で調査等を行うことも含めて、局企画室と必要な調整を行うこと。

#### 8 局監督課における管理

局監督課においては、都道府県から報告を受けた事案、署から情報提供のあった事案及び署で対応を行った事案等の把握に努めるとともに、署で事案の処理が適切に行われているか管理すること。

#### 9 本省報告

社会的な問題となりそうな事案（身体的虐待や障害者年金の詐取等が疑われる事案、マスコミが取材している事案等）については、幅広に、かつ把握後速やかに本省監督課へ報告すること。

政や雇用均等行政が主担当とされた事案についても、可能な限り合同で調査等を行うことも含めて、局企画室と必要な調整を行うこと。

#### 8 局監督課における管理

局監督課においては、都道府県から報告を受けた事案や署から情報提供のあった事案等、局監督課及び署で何らかの対応を行った事案を把握し、事案の処理が適切に行われているか管理すること。

#### 9 本省報告

社会的な問題となりそうな事案については、当面の間、幅広に、本省監督課へ随時報告すること。